



ISSB Update は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、[作業計画](#)で見ることができる。

IFRS®サステナビリティ開示基準に関する ISSB の最終的な決定は、IFRS 財団の[「デュ・プロセス・ハンドブック」](#)に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

ISSB は、[2023年1月17日から19日](#)にかけてフランクフルトにて会議を行った。

## 関連情報：

- ・ 原文は[こちら](#)
- ・ ISSB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は[こちら](#)

## 目次

### リサーチ及び基準設定

- ・ [全般的サステナビリティ関連開示（アジェンダ・ペーパー3）](#) 及び [気候関連開示（アジェンダ・ペーパー4）](#)

## リサーチ及び基準設定

### 全般的サステナビリティ関連開示（アジェンダ・ペーパー3）及び気候関連開示（アジェンダ・ペーパー4）

ISSB は、2023年1月17日から19日にかけて会議を行い、公開草案 IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（S1 基準案）及び公開草案 IFRS S2 号「気候関連開示」（S2 基準案）における提案の一部について再審議を実施した。ISSB は以下について議論した。

- ・ 指標及び目標を開示する目的（objective）に関する S1 基準案及び S2 基準案における提案（アジェンダ・ペーパー3A）
- ・ 企業が判断、仮定及び見積りを開示するという S1 基準案における要求事項案（アジェンダ・ペーパー3B）
- ・ 「報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能な、合理的で裏付け可能な情報」の概念、並びにこの概念を S1 基準及び S2 基準に導入するかどうか及びどのように導入するか（アジェンダ・ペーパー3C 及び 4D）
- ・ サステナビリティ関連の機会に関する情報が商業上の機密である（commercially sensitive）可能性がある状況において、企業がその情報を開示するという S1 基準案における要求事項案（アジェンダ・ペーパー3D）
- ・ 企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会が与える現在の及び予想される（anticipated）財務的影響（effects）を開示するという S1 基準案及び S2 基準案における要求事項案（アジェンダ・ペーパー3E 及び 4E）
- ・ つながりのある情報についての S1 基準案における要求事項案（アジェンダ・ペーパー3E 及び 4E）
- ・ 企業が気候レジリエンスを評価するためにシナリオ分析を用いるという S2 基準案における要求事項案（アジェンダ・ペーパー4A）
- ・ 企業が温室効果ガス排出を開示するという S2 基準案における要求事項案、及び報告に係る救済措置の可能性（アジェンダ・ペーパー4B）
- ・ 企業が気候関連の目標（targets）を開示するという S2 基準案における要求事項案（アジェンダ・ペーパー4C）

### 指標及び目標の目的（objective）（アジェンダ・ペーパー3A）

ISSB は、指標及び目標の開示に係る目的（objective）に関する S1 基準案及び S2 基準案における提案について議論した。ISSB は、その目的（objective）が、以下の両方に関する情報を開示するよう企業に要求することであることを明確にすることを暫定的に決定した。

- a. サステナビリティ関連のリスク及び機会を測定、モニタリング及び管理するために企業が用いている指標（これらの指標が、IFRS サステナビリティ開示基準で要求されていないものであっても）
- b. IFRS サステナビリティ開示基準で要求されている指標（企業がこれらの指標を用いていない場合であっても）

出席した 13 名の ISSB メンバー全員が、この決定に同意した。1 名のメンバーは欠席した。

### 判断、仮定及び見積りの開示（アジェンダ・ペーパー3B）

ISSB は、企業が IFRS サステナビリティ開示基準を適用する際に行う判断、仮定及び見積りを開示するという S1 基準案における要求事項案について議論した。

ISSB は、以下のことを暫定的に決定した。

- a. サステナビリティ関連のリスク及び機会の開示に最も重大な（significant）影響（effects）を与えた、企業が行った判断を開示するという要求事項を導入する。  
出席した 13 名の ISSB メンバー全員が、この決定に同意した。1 名のメンバーは欠席した。
- b. IFRS サステナビリティ開示基準が存在しない場合に企業がサステナビリティ関連財務開示を作成するために用いたガイダンスの情報源を識別することを要求するように、S1 基準案第 55 項を修正する。この要求事項は、企業が用いた産業別のガイダンスの情報源（IFRS サステナビリティ開示基準、SASB スタンド、又は他の産業別のガイダンスの情報源など）で特定された単一又は複数の産業の識別を含むこととなる。  
出席した 13 名の ISSB メンバー全員が、この決定に同意した。1 名のメンバーは欠席した。
- c. 指標に関連する見積りの不確実性に関する S1 基準案第 79 項の開示要求は、サステナビリティ関連のリスク及び機会が企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える現在の及び予想される（anticipated）影響（effects）にも適用されることを明確にする。この見積りの不確実性には、翌会計年度中に企業の財務諸表で報告される資産及び負債の帳簿価額に重要性がある（material）修正が生じる重大な（significant）リスクがある見積りの不確実性を含む。  
出席した 13 名の ISSB メンバー全員が、これらの決定に同意した。1 名のメンバーは欠席した。
- d. S1 基準案第 80 項の「可能な限り（to the extent possible）」という用語（words）は、「IFRS 会計基準又はその他の関連する一般に公正妥当と認められた会計原則の要求事項を考慮して、可能な限り」を意味することを明確にする。  
出席した 13 名の ISSB メンバーのうち 12 名が、この決定に同意した。1 名のメンバーは欠席した。
- e. サステナビリティ関連財務開示を作成する際に企業が用いた財務データ及び仮定と財務諸表を作成する際に企業が用いた財務データ及び仮定の間、重大な（significant）相違についての情報を開示することを企業に要求する。  
出席した 13 名の ISSB メンバー全員が、これらの決定に同意した。1 名のメンバーは欠席した。
- f. IFRS サステナビリティ開示基準を適用する際に企業が行うことを要求される判断、仮定及び見積りの開示に関するガイダンスを提供する。これには以下を含む。
  - i. S1 基準に関する例示的ガイダンスに含まれる例
  - ii. 将来において提供される教育的マテリアル出席した 13 名の ISSB メンバー全員が、この決定に同意した。1 名のメンバーは欠席した。

### 報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能な、合理的で裏付け可能な情報（アジェンダ・ペーパー3C 及び 4D）

ISSB は、測定又は結果の不確実性の程度が高い S1 基準案及び S2 基準案における開示要求案を適用する際に、企業が直面する可能性がある課題について議論した。

ISSB は、「報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能な、合理的で裏付け可能な情報」の概念を S1 基準及び S2 基準に導入することを暫定的に決定した。これは、企業が以下のことを行う場合に、IFRS サステナビリティ開示基準における特定の要求事項を適用することを支援する。

- a. サステナビリティ関連及び気候関連のリスク及び機会を識別する。(S1 基準及び S2 基準)
- b. バリュー・チェーン関連の要求事項に適用する。具体的には以下に関するもの。
  - i. 企業のバリュー・チェーンの範囲 (S1 基準及び S2 基準)
  - ii. 企業のスコープ 3 の温室効果ガス排出の測定 (S2 基準)
- c. 企業の財務業績、財政状態及びキャッシュ・フローに関して予想される (anticipated) 影響 (effects) を決定する。(S1 基準及び S2 基準)
- d. 気候関連のシナリオ分析に適用する。(S2 基準)
- e. 以下の資産又は事業活動の金額及び割合を計算する。(S2 基準)
  - i. 移行リスクの影響を受けやすい (vulnerable) もの
  - ii. 物理的リスクの影響を受けやすい (vulnerable) もの
  - iii. 気候関連の機会と整合しているもの

出席した 13 名の ISSB メンバー全員が、これらの決定に同意した。1 名のメンバーは欠席した。

### 機会に関する商業上の機密情報 (アジェンダ・ペーパー 3D)

ISSB は、企業がサステナビリティ関連の機会に関する情報を開示するという要求事項案に寄せられたフィードバックについて議論した。具体的には、この情報の一部が商業上の機密である (commercially sensitive) 可能性があるというフィードバックについて議論した。

ISSB は、限定的な状況において、情報が商業上の機密である (commercially sensitive) 場合に、企業がサステナビリティ関連の機会の開示からその情報を除外することを容認するという、S1 基準における免除を導入することを暫定的に決定した。企業は以下の場合においてのみ、この免除を適用することが容認される。

- a. 情報が一般に利用可能 (publicly available) でないことが競争上の優位性につながる経済的便益を企業にもたらすなど、企業が情報を開示しない具体的な理由を有する場合
- b. 企業が情報を開示することにより、企業がその機会を追求することで実現できる経済的便益が「著しく不利になる (prejudice seriously) ことが予想される (could be expected) 」場合
- c. 商業上の機密 (commercial sensitivity) に関する企業の懸念を解消するような方法又は集約のレベルで情報を開示することが不可能である (not possible) と企業が決定する場合

免除を適用する場合、省略された情報の項目ごとに、企業は以下のことが要求される。

- a. 企業が当該免除を用いている旨を開示する。
- b. 各報告日時点で、情報が依然として免除にふさわしい (qualifies) かどうかを再評価する。

ISSB はまた、この免除について以下のことを定めることを暫定的に決定した。

- a. 既に一般に利用可能となっている情報には適用されない。
- b. 企業が幅広く開示を行わないことを正当化 (justification) するものとして商業上の機密 (commercial sensitivity) を用いることを容認するものではない。
- c. 企業がリスクに関する情報を開示から省略することを容認するものではない。

この免除は、IFRS サステナビリティ開示基準が他のことを記述していない限り、サステナビリティ関連の機会に関する商業上の機密情報（commercially sensitive information）に関連して適用される。また、この免除は、情報が一般に利用可能でない場合にのみという限定的な状況において利用可能である。

出席した 13 名の ISSB メンバー全員が、これらの決定に同意した。1 名のメンバーは欠席した。

### 現在の及び予想される（anticipated）財務的影響（effects）並びにつながりのある情報（アジェンダ・ペーパー 3E 及び 4E）

ISSB は、以下の事項について、[2022 年 11 月の会議](#)からの議論を継続した。

- サステナビリティ関連のリスク及び機会が与える現在の及び予想される（anticipated）財務的影響（effects）を企業が開示するという S1 基準案及び S2 基準案における要求事項案
- 一般目的財務報告の利用者が、さまざまなサステナビリティ関連のリスク及び機会の間のつながりを評価し、これらのリスク及び機会に関する情報がどのように一般目的財務諸表における情報と結びついているかを評価できるようにする情報を企業が提供するという S1 基準案における要求事項案

ISSB は、以下のことを暫定的に決定した。

- a. サステナビリティ関連のリスク及び機会が、企業の財務諸表における情報に影響を与えた（has been affected）又は影響を与えることが予想される（is expected to be affected）場合、企業は、これらのリスク及び機会の間のつながり、並びにこれらの現在の及び予想される（anticipated）財務的影響（effects）を説明することが要求されることを明確にするため、S1 基準案及び S2 基準案を修正する。これらのつながりを説明する際に、企業は不必要な繰り返しを避けることが要求され、一般目的財務諸表への相互参照によって情報を提供することが容認される。企業は特定の条件の下で、相互参照によって情報を提供することができる。

14 名の ISSB メンバー全員が、これらの決定に同意した。

- b. S1 基準案及び S2 基準案を以下のとおり修正する。
  - i. サステナビリティ関連のリスク及び機会が、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える、現在の及び予想される（anticipated）影響（effects）に関する定量的及び定性的情報の提供を、企業が要求されることを明確にする。企業は、仮に定量的情報を提供することができない場合、定性的情報を提供することが要求される。  
14 名の ISSB メンバー全員が、これらの決定に同意した。
  - ii. 企業は、以下のことを考慮して、特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会の財務的影響（effects）に関する定量的情報を提供できるかどうかを決定することが要求されることを明確にする。
    1. そのサステナビリティ関連のリスク又は機会が与える財務的影響（effects）は、区分して識別可能か。
    2. そのサステナビリティ関連のリスク又は機会が与える財務的影響（effects）を定量化する際に、結果又は測定の不確実性の程度は高いか。
    3. 企業はそれらの影響（effects）に関する定量的情報を提供するスキル、能力及びリソースを有しているか（スケーラビリティ（scalability）及びプロポーシオナリティ（proportionality）のニーズに対処するため）。これは、予想される（anticipated）財務的影響（effects）の場合に限られる。

14 名の ISSB メンバーのうち 13 名が、これらの決定に同意した。

- iii. 企業は、特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会の財務的影響（effects）に関する定量的情報を提供することができない場合、企業は、以下のことが要求されることを明確にする。
  1. そのサステナビリティ関連のリスク又は機会の財務的影響（effects）に関する定量的情報を提供することができない理由を説明する。

2. そのサステナビリティ関連のリスク又は機会の財務的影響（effects）に関する定性的情報を提供する。これには、そのサステナビリティ関連のリスク又は機会が影響を与える可能性が高い（are likely to be affected）財務諸表の行項目（line items）、合計及び小計を識別することを含む。
3. サステナビリティ関連のリスク及び機会（特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会を含む。）に関する定量的情報を、企業が提供可能な最も低い集約レベルで提供する。

14名のISSBメンバー全員が、これらの決定に同意した。

ISSBは、これらの決定を行う際に、企業が以下のことを行うことに留意した。

- a. 現在の及び予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する要求事項を適用する際に判断を適用する。
- b. 情報をより具体化することで、財務諸表の主要な利用者に、より有用な情報を提供する。
- c. サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する現在の及び予想される（anticipated）財務的影響（effects）についての有用な情報を識別するための出発点として、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する。

ISSBは、以下のことを暫定的に決定した。

- a. S1 基準案及び S2 基準案を以下のとおり修正する。
  - i. サステナビリティ関連財務開示が作成される報告期間への言及及びその報告期間に関する財務諸表への言及において一貫性がある用語（language）を用いる。
  - ii. 「時間の経過とともに（over time）」ではなく、「短期、中期及び長期（short, medium and long term）」という語句（phrase）を一貫して用いる。

14名のISSBメンバー全員が、これらの決定に同意した。

- b. S1 基準案及び S2 基準案を修正し、以下のことを明確にする。
  - i. レジリエンス評価に関する要求事項と企業が現在の及び予想される（anticipated）財務的影響（effects）を開示するという要求事項との間の関係。この関係の明確化によって、これらの要求事項は独立して適用することができるものの、レジリエンス評価が現在の及び予想される（anticipated）財務的影響（effects）の開示に情報をもたらすことができることを強調する。
  - ii. 企業は、サステナビリティ関連のリスク及び機会の現在の及び予想される（anticipated）財務的影響（effects）を決定するために、レジリエンス評価を実施することは要求されない。

14名のISSBメンバー全員が、これらの決定に同意した。

#### **気候レジリエンスを評価するためのシナリオ分析の使用（アジェンダ・ペーパー4A）**

ISSBは、企業が気候関連の変化又は不確実性に対するレジリエンスを開示するというS2基準案における要求事項案について議論した。

ISSBは、報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を考慮することを要求する気候関連のシナリオ分析の方法を用いて、企業がこれらの開示を作成することを要求することを暫定的に決定した。そのような情報には、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測に関する情報を含む可能性がある。

14名のISSBメンバーのうち13名が、この決定に同意した。

ISSBはまた、企業の状況に見合った気候関連のシナリオ分析の方法を選択する際に、以下のことを考慮するように企業に要求することを暫定的に決定した。

- a. 気候関連のリスク及び機会に企業がさらされる度合い
- b. 企業が気候関連のシナリオ分析を実施するために利用可能なスキル、能力及びリソース

14名のISSBメンバー全員が、この決定に同意した。

ISSBは、適用ガイダンスは、気候関連財務開示タスクフォース（TCFD）が公表したマテリアルを基礎とし、時間の経過とともに企業の能力を開発し企業の開示を強化する方向に導くことを強調した。

#### **温室効果ガス排出—報告期間の救済措置（アジェンダ・ペーパー4B）**

ISSBは、企業が温室効果ガス（GHG）排出を開示するというS2基準案第21項(a)の要求事項案に関して、[2022年12月の会議](#)からの議論を継続した。

ISSBは、企業自身の報告期間とは異なる報告期間を有するバリュー・チェーン上の企業から情報がもたらされたときに、企業自身の報告期間とは異なる報告期間についての情報を用いて企業がGHG排出を測定することを以下の場合に限り容認するという救済措置を提供することを暫定的に決定した。

- a. 企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、最も直近の（the most recent）データを使用して、GHG排出を測定し、開示した場合
- b. バリュー・チェーン上の企業の報告期間の長さが、企業の報告期間の長さと同じである場合
- c. GHG排出情報に関連性がある場合に、以下の間に発生した重大な（significant）事象及び変化の影響（effects）を企業が開示したとき
  - i. バリュー・チェーン上の各企業の報告日（the reporting dates of the entities in the entity's value chain）
  - ii. 企業自身の一般目的財務報告の日付（the date of the entity's own general purpose financial reporting）

ISSBは、この救済措置が気候以外の開示に関連する可能性があるかどうかモニタリングすることに留意した。

14名のISSBメンバー全員が、この決定に同意した。

#### **気候関連の目標（targets）—気候変動に関する最新の国際協定（アジェンダ・ペーパー4C）**

ISSBは、企業が気候関連の目標（targets）を開示するというS2基準案第23項の要求事項案について議論した。

ISSBは、第23項(e)の要求事項案を修正し、気候変動に関する最新の国際協定が、企業が設定した気候関連の目標（targets）にどのように情報をもたらすかを開示するよう要求することを暫定的に決定した。これには、当該協定から生じる法域のコミットメントがそのような目標（targets）にどのように情報をもたらすかを含む。ISSBは、S2基準に関する結論の根拠において、この要求事項により一般目的財務報告の利用者が何を理解できるようになるのかについて説明することを暫定的に決定した。

これらの暫定決定は、気候関連の目標（targets）が第三者によって検証されているかどうかを開示するという、第23項(e)における他の要求事項には影響を与えない（not affect）。

14名のISSBメンバー全員が、これらの決定に同意した。

#### **次のステップ**

ISSBは、S1基準及びS2基準の発効日を含め、内容についての最終的意思決定を行うこと及びIFRSサステナビリティ開示基準に対する書面投票（balloting）プロセスを開始することを目指して、S1基準案及びS2基準案における提案についての再審議を継続する予定である。